一般会計等財務書類における注記

里 要な会計方針
1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
① 有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 取得価額が判明しているもの・・・・・・・・・・取得価額
イ 取得価額が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 再調達価額
ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としていま
す。
② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 取得価額が判明しているもの・・・・・・・・・取得価額
イ 取得価額が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 再調達価額
2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
① その他の有価証券・・・・・・・・・・・・・・・・取得価額
ア 市場価額のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
イ 市場価額のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得価額
ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。
② 出資金・・・・・・・・・・・取得価額
ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5年~50年

工作物 3年~75年

物品 2年~20年

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・定額法

ソフトウェア 5年

- (4) 引当金の計上基準及び算定方法
 - ① 徵収不能引当金

未収金と長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能 見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累積額から既に職員に対して退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち高梁市に按分される額を加算した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

- (5) リース取引の処理方法
 - ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引 (リース期間が1年以内のファイナンス

・リース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の 受払いを含んでいます。

- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアにおいても物品の取扱いに準じています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても、原則として取得価額又は再調達価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については物品・

建物・工作物等の償却資産(減価償却を行う資産)と異なり、非償却資産(減価償却を行う資産)と異なり、非償却資産(減価償却を行わない資産)であることから、全て資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は 法人税基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

- 3 重要な後発事象
 - (1) 組織・機構の大幅変更

令和2年度末において住宅新築資金等貸付事業特別会計が廃止されます。

(2) 重大な災害等の発生

令和3年度7·8月豪雨災害(9月補正)

908, 264, 000円

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

高梁市へき地診療所特別会計

高梁市住宅新築資金等貸付事業特別会計

高梁市養護老人ホーム特別会計

高梁市畑地かんがい事業特別会計

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、 出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計 数としています。
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 12.5%

将来負担比率 76.5%

④ 利子補給等に係る将来の支出予定額 450,474,000円

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 2,762,375,000円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア範囲

令和3年度予算において財産収入として措置されている公共資産又は管財課で 売却予定とされている公共資産

イ 内訳

事業用資産 4,561,000円 (5,625,149円)

土地 4,561,000円 (5,625,149円)

インフラ資産 0円

令和3年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、原則、固定資産税評価格を0.7で割戻し実勢価格としています。

上記の括弧内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税措置の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 28,813,844,000円
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定基礎要素は、次のとおりです。

標準財政規模 13,594,126,000円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 2,935,794,000円

将来負担額 45,468,455,000円

充当可能基金額 7,050,700,000円

特定財源見込額 1,440,242,000円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産変動計算書における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産の短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

340,633,496円

② 既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書	29, 250, 569, 895円	28, 370, 700, 558円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	311, 675, 292円	309, 471, 068円
繰越金に伴う差額	△1, 119, 932, 288円	_
内部相殺に伴う差額	△163, 862, 870円	△163, 862, 870円
資金収支計算書	28, 278, 450, 029円	28, 516, 308, 756円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳 入歳出決算書と資金収支決算書は一部の特別会計(高梁市へき地診療所特別会計、高梁市養護老人ホーム特別会計、高梁市住宅新築資金等貸付事業特別会計、高梁市畑地かんがい事業特別会計)の分だけ相違します。

また、歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳 資金収支計算書

業務活動収支	1,929,402,765円
投資活動収入の国県等補助金収入	84, 382, 601円
投資活動収入のその他の収入	758, 904円
未収金の増減額	2, 252, 870円
その他流動資産の増減額	2, 392, 919円
未払金の増減額	△458, 700円
減価償却費	△6, 429, 235, 215円
賞与等引当金の増減額	2, 866, 874円
退職手当引当金の増減額	189, 658, 837円
徴収不能引当金(固定)の増減額	△6, 908, 533円
徴収不能引当金(流動)の増減額	△1, 173, 037円
資産除売却損益	△6, 202, 927円
その他(基金)の増減額	742, 934円
長期貸付金の増減額	△9,855,994円
財政調整基金の増減額	1,008,249円
純資産変動計算書の本年度差額	△4, 240, 367, 453円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額

5,000,000,000円

一時借入金に係る利子額

157,258円